【大平幹事】 それでは、定刻より若干早いですが、ただいまから第4回地方議会議員 年金制度検討会を開催させていただきます。本日はご多用のところ、またお足元の悪いと ころをお集まりいただきましてありがとうございます。私はいつものとおり進行を務めま す福利課の大平でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初でございますが、都道府県議会議員共済会会長の金子委員及び総務省公務員部 長の佐々木委員におかれましては、所用によりましてやむを得ず本日欠席されております のでご報告させていただきます。

それでは、本日配付されています会議の資料について確認をいただきたいと思います。 式次第、委員名簿、それから、幹事名簿、その後に第4回の資料一覧がございます。1番~7番まで本日は資料が多うございますので、一応確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以後の議事進行は大橋座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 それでは、本日の議題でございますが、次第にございますように3つの 議題がございます。順次議論してまいりたいと存じます。きょうは制度の継続と廃止の案 と、その他諸問題というような形で分かれているかと思います。最初の議題は制度の継続 を前提にした「給付と負担の見直し案」に関してでございます。では、まずこれについて 事務局から説明をお願いします。

【高原幹事】 福利課長の高原でございます。よろしくお願いいたします。それでは、 座って説明をさせていただきます。

左肩に資料1と書いております「給付と負担の見直し案について」をご覧いただきたいと存じます。給付と負担を見直して年金制度を継続する案ということでございます。1枚開いていただきまして1ページでございますが、考え方のところに書いてございますように、地方議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては、国は地方議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされてございます。また、2つ目の項目にございますように、この年金制度は地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であるとともに、前

回ご報告いたしました地方議会議員年金受給者調査結果でも明らかになりましたが、地方 議会議員及びその遺族の老後の生活を保障する役割も有しているということでございます。 また、平成18年に廃止されました国会議員互助年金が、国費負担が7割という状況であ るのと異なりまして、地方議会議員年金はこれまで議員本人が逆に6割を負担する互助的 な年金として運営してきたという経緯もございます。

そこで具体的な方策として、A案とB案の2つの案を用意しております。まずA案でご ざいますが、市町村については、市町村合併の影響を大きく受けたことから、激変緩和負 担金を含めた公費負担率が、当分の間、毎年50%程度となるように激変緩和負担金を強 化・延長して、あわせて給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すということでございま す。都道府県については公費負担:議員負担4対6を基本として、給付水準・掛金・負担 金を総合的に見直すということでございます。この表のところをご覧いただきたいと思い ますが、市町村・都道府県とも給付水準につきましては、高額所得者の支給停止の強化や 低所得者の配慮措置を充実するということではございますが、おおむね10%カットいた します。掛金は市町村の場合ですと現行の16%が、最終的には16.5%ということで+ 0.5ポイントなんですが、実は平成23年~平成30年までの間、この8年間が非常に財 政状況が厳しいということで、臨時的に率をこの間17.5%ということで+1.5ポイン トかさ上げをしているということでございます。特別掛金も7.5%が最終的に9%という ことでございますが、この8年間のみ13%、+5.5ポイントということでございます。 これに見合うような形で、公費の負担金は4対6のルールで率を決めておりまして、それ に加えて激変緩和負担金、合併特例の公費ということで、これを公費負担率が50%にな るまで積み増しをするという形で、財政計画を立てております。この合併特例の激変緩和 負担金は、財政計画の最終年度まで期間を10年延長するということでございます。都道 府県につきましては、掛金は+0.5ポイント、特別掛金も+0.5ポイント、公費の負担 金は変わらずということで運営できるということでございます。なお、市町村については、 先般、未措置の合併影響分1,883億円ということで試算いたしましたが、このうち7割 が今回の激変緩和負担金として、措置されるということになってございます。

それから、2ページに参りまして、こちらはB案でございます。市町村合併の影響による財源不足に対して、激変緩和負担金を3倍以上に強化することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、4対6ルールを基本といたしまして、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すものでございます。こちらは給付水準5%カットも可能というこ

とで、それを案としております。この場合、市町村の掛金は+1ポイント、特別掛金は+2.5ポイント、公費の負担金は+2ポイント、激変緩和負担金につきましては14%まで大きく増やしまして、期間を5年延長するということでございます。都道府県につきましても掛金が+0.5ポイント、特別掛金が+2ポイント、公費の負担金は+0.5ポイントという形でございます。なお、参考といたしまして、給付水準10%カットの場合を右のほうに率を付記しております。

ただ、このB案の問題点といたしましては、下のほうにございますが、公費負担率が10年以上の期間にわたって50%を超えることとなりまして、なかなか国民の理解が得られないのではないかということで、私どもとしては現実的には採用困難な案ではないかと考えているところでございます。

それで、ちょっとイメージがわきにくいので、グラフで説明をさせていただきます。 3 ページは収支改善効果でございますので省略いたします。 4 ページにつきましても、前回検討会で未措置の合併影響分が 1,883億円になるということを報告いたしました復習でございますので省略いたしまして、5 ページでございます。これはA案の議員負担と公費負担の推移ということで、都道府県と市町村を足し合わせたものを記載をしております。このグラフの見方でございますが、一番下の水色の部分、負担金のところが通常ルールの公費の負担金ということでございます。それに対しまして濃い緑色の部分がまず乗っかっておりますが、これは平成 18年改正で導入されました合併特例ということで、10年間定率で措置して、その後 5 年間で段階的に削減をするということで整理をされております。それで、薄緑色の部分が今回合併特例をさらに追加しようということでございまして、この合併特例追加分の措置の考え方といたしましては、公費負担が全体で 50%を超えないようにしながら、最終年度である平成 43年度まで、合併特例措置を継続するという考え方に立っております。そして、その上のピンク色の部分が議員負担ということでございます。

6ページをご覧いただきたいと思いますが、市町村の部分を取り出してみますと、こういうような形になるということでございまして、合併特例を除く公費負担率は39.3%とか、39.5%ということで推移をいたします。それで、合併特例を組み込んだ公費負担率は49.9%ということで、50%以下に抑えるという案でございます。それで、平成23年~平成30年の間だけちょっと棒グラフが飛び出しておりますが、これはこの8年間が大変収支が厳しい状況が続きますので、この間、公費も増やすし、議員負担も増やすとい

うことで、全体として49.9%を保ちながら、それぞれの負担をかさ上げをするという処理をいたしておるところでございます。

7ページは都道府県ということで、ずっと40.2%ということで、公費負担率が推移を するということでございます。

8ページでございますが、負担のほうはこれまでご説明しましたので、給付を中心にご説明をいたしますが、現役会員の方は年金算定基礎率が当初は150分の50であったものが、今回A案ということで給付水準を10%カットいたしますと、累計で37%引き下げということで、150分の31.5が年金算定基礎率になるということでございます。既裁定者につきましては、平成18年改正で初めて10%引き下げをいたしましたが、今回さらに引き下げるということで、年金算定基礎率が150分の40.5になるということでございます。

まためくっていただきまして9ページでございますが、このA案で行きますとどのような年金算定基礎率になるかということでございますが、一番上のIのところが平成15年度前の既裁定者ということでございまして、こちらの方は平成23年度以降150分の40.5というのが年金算定基礎率になります。それから、IIの平成15年度~平成18年度の間の既裁定者につきましては、平成23年度以降150分の36.45になります。それから、IIIの平成19年度~平成22年度の間の既裁定者につきましては、平成23年度以降150分の32.4という年金算定基礎率になります。そして、今後退職される方がIV、V、VIでございますが、平成19年度前の議員歴を有する方は150分の32.4、平成19年度以降議員になられた方は150分の31.5になるということでございます。遺族年金は若干一部例外のポイントがございますが、原則2分の1になるということでご理解をいただきたいと思います。

10ページ、11ページは財政見通しでございますので、説明は省略させていただきます。

次に12ページ、B案でございます。都道府県+市町村トータルの姿を示しております。 こちらは合併特例の追加分ということで、従来の現行の合併特例が10年間定率で措置を いたしまして、5年間少しずつ減らしていくという形になっておりましたのを、定率で措 置する期間を15年間に延ばした上で、率そのものを合併影響分に対応できるように、大 幅に引き上げる案ということでございます。

1枚めくっていただきまして、13ページでございますが、市町村で見てまいりますと、

公費負担率が合併特例を除くと40.3%ということでございますが、合併特例を入れると57.4%ということで、繰り返しになりますが、私どもといたしましてはこのような公費負担率が50%を超える期間が長期間続く案というのは、なかなか国民の理解が得られないところがあるんじゃないかなと思っているところでございます。

14ページに参りまして、B案の都道府県でございます。公費負担率が40%で一定ということでございます。

15ページでございますが、B案のほうは給付水準のカットが5%ということで、A案より若干緩和をされた形になってございます。

16ページにつきましても、同じような考え方で表を整理しておりますが、A案より若 干緩和されているということでございます。

17ページ、18ページは財政見通しということでございます。

19ページで「給付と負担の見直し案」における留意点ということで、既裁定者の給付引き下げが憲法上の財産権との観点から、許容されるかという論点を掲げてございます。平成18年改正で既裁定者の給付を10%引き下げたわけですが、今回、いずれの案でもさらなるカットというのはもう避けがたいということでございます。加えて、前回引き下げしなかった遺族年金の既裁定者についても、もう引き下げをしなければならないだろうと思っておるわけでございますが、こういった措置が憲法29条との関係でどうかということでございまして、下のほうに日本国憲法の財産権の規定と、最高裁の昭和53年7月12日大法廷判決を記載しております。

そして、次の20ページでございますが、平成18年の検討会でどのような整理をしたのか振り返ってみたいと思いますが、こちらに書いておりますように、最高裁の判例に示された基準ということで、3つの観点からの検討が必要ということとされておりまして、1点目は財産権の性質、2点目は財産権の内容を変更する程度、3点目は財産権の内容を変更することによって保護される公益ということでございます。1点目の財産権の性質につきましてはこちらに書いてありますが「地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金である」という整理をしております。

それから、財産権の内容を変更する程度といたしましては、「仮に、給付を1割程度引き下げたとしても、引下げ幅は、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得の約1.6~4.9%

にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくないものと言える」としております。それから、3点目でございますが、「既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引き上げや、現役世代と受給者世代との間での著しい不公平が発生すること、公費負担の増大を防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる」としており、この結果として「既裁定者の権利を保護することにつながる」と記載されております。以上の検討を踏まえて、とり得る対応策を十分とった上で既裁定者に対する給付を1割引き下げることは、憲法上も許容されるというのが前回の報告書のまとめでございます。

そして、めくっていただきまして21ページでございますが、今回は既裁定者の給付の引き下げ、さらなる引き下げを行うわけですが、今回、議員年金受給者の詳細な生活実態に立ち入るようなアンケート調査をいたしまして、老齢年金受給者、国民年金・厚生年金の受給者と比較可能な形でまとめております。この最初のところに書いておりますように仮に10%の引き下げを行うとすると、退職年金受給者夫婦世帯の平均総収入の2.5%、遺族年金受給者で行きますと約2.7%になるということでございますが、前回もお示しいたしましたこの調査結果を見ていただきますと、仮に議員年金を10%カットいたしましたとしても、大体国民年金・厚生年金の受給者と総収入額はほぼ肩を並べるぐらいになります。公的年金と議員年金合わせた額は、国民年金・厚生年金の方の公的年金よりまだ多い水準を保っているということで、ちょっと言い方は難しいのですが、既裁定者の給付のさらなるカットも、許容される範囲内に入っているんじゃなかろうかということでございます。

また後ほど説明いたしますが、所得の低い方々への配慮措置を充実させる必要があると 考えておりまして、そういったことと相まって、既裁定者の給付の2回目のカットという のも、何とか許容されるんじゃなかろうかということで、まとめておるところでございま す。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

給付と負担の見直し案につきまして、財政見通しと具体的な案としてA案とB案という 2つが示されております。どちらも既裁定者の給付の引き下げという問題を伴いますので、 それが憲法上の財産権との関係で、どのような問題を含むのかとかいうことにつきまして、 詳細な説明がございました。これが事務局からの問題提起でありますが、ただいまの説明 につきまして何かご質問とかご意見がございましたら、自由にお願いしたいと思います。 【田村幹事】 都道府県の方で、公費負担・議員負担を「4対6を基本として」という書き方で並べてあるんですけれども、ここの理由というか、どういう理由で4対6が基本という考えなのかご説明をお願いできればと思います。

【高原幹事】 これは4対6じゃなきゃならないという論理的な必然性というのは、なかなか見出しがたいんですけれども、1ページの上の考え方にありますように、やはりこれまでこういう形で運営してきたということで、そこに互助的な年金としての性格を見出しまして、当分こういった形で運営をさせていただきたいということで、書かせていただいております。

【大橋座長】 ただいまの説明でよろしいですか。

【田村幹事】 はい。

【大橋座長】 ほかにどの点でも結構ですので質問等ございましたら。

【渡辺委員】 ちょっといいですか。

【野村委員】 どうぞ。

【渡辺委員】 まず1点基本的なことを、都道府県のほうでA案とB案で公費負担があまり変わらないですね。これなんかはどういう理由でしたっけ、これ? つまり10%カット、5%カットで市町村のほうはわかるんだけれども、議会のほうは具体的に言えば7ページがA案でしょう。それから、14ページがB案ですね、都道府県の。いずれも公費負担がずっと変わらないというのは、これどういう理由でしたっけ、7ページ、14ページ?

【髙原幹事】 これはむしろ都道府県の場合、7ページのA案は給付を10%カットする、14ページのB案は5%カットするということで、それを前提に逆に公費負担が40%になるように、それに合わせて掛金率と公費負担率を設定するというような形で計算しています。

【渡辺委員】 市町村のほうだったらB案にすると、一挙に五十何%になっちゃうでしょう、公費負担が。

【髙原幹事】 はい。

【渡辺委員】 その違いが、ごめん、ちょっと基本的なその違いがよくわからないということ。

【髙原幹事】 市町村のB案のほうも、実は合併特例を除くと赤の点線ですが、40. 3%になっているんです。そこは都道府県と同じ形で、A案のほうも結局同じなんですけ

れども、合併特例を除く部分はあくまで6対4ということで、若干端数の違いはありますが、固定をさせていただいて、同じように数字を計算した上で、市町村については、B案については合併特例を短期間に集中的に入れるような案にさせていただいておりますので、公費負担が57.4%まで上昇することになります。A案のほうはそれを平成43年度まで、しかも公費負担トータルが50%を超えないようにということで設定させていただいておりますので、49.9%で固定されることになります。市町村と都道府県を比較する場合、この赤の点線と都道府県の赤の実線を比較していただくと、そこは基本的に同じ構造でございます。

【渡辺委員】 じゃ、もう1点ごめんなさい。となると、5%カットだと市町村のほうは公費負担が十何年間かにわたって50%超えちゃいますよと、それはあくまでも合併特例なるがゆえでしょう。だから、この文章にそういった国民の理解が得られるかって、そのとおりなんだけれども、そこの合併特例でその部分を公費を組み込むということは、一方で了承されているというとおかしいけれども、一方の事実としてあるわけでしょう。そうすると、それがゆえに50%を十何年間にわたって超えちゃうということは、あまりもう、つまり国民の理解が得られるかという、そこのところを何か整合性というか、矛盾というとオーバーですが、何かそれをちょっと感じるんだけれども。

【高原幹事】 ご指摘ごもっともなところもあるのですが、確かに合併特例法の規定だけを純粋に解釈すれば、そういうような考え方も十分あり得ると思います。ただ、一方で、日航の問題にしろ、いろんな年金の議論が闘わされているときに、社会保険として公費負担が50%を超えることはどうかというのは、必ず議論になりますので、事務局としてはそういったことに対する説明が尽くせるかどうかというのは不安であるということを、申し上げているところでございます。申しわけございません。

【渡辺委員】 いえいえ。

【大橋座長】 ただいまのところは、1つ、重要な点だと思うんです。合併特例の制度の性格、激変緩和措置ですね、それをどのように考えるのかということです。一時にすごい大きな痛みが走ったから、それをとらなければいけないということについてはもう国会で了承されていて、簡単に考えれば、一時すごく痛かったわけですから、それに近いところでその痛みをとってあげましょうということになる。その一定の期間については、短い時期、少し5割超えることも考えられます。そうすると、この初めの案、とりにくいといっていた案もわかるような気もするんですね。50%をすごくかたくなに守って、激変緩

和を長い間でならして持っていくというのは、逆に制度の趣旨からしてどうなのかという ことと、ちょっと気になりましたのは、3割まだ措置できない部分が残ってしまうことは、 どういうことなのかということも1つあると思うんですね。

確かに日航のような問題が起きていますけど、あれは一民間企業の経営によって起きた問題であって、これに対し、今日のテーマは制度として国で市町村合併を進めましょうということで了解をとったということであると、やっぱり普通の年金財政の破綻とは、またちょっと違う問題もあるのかなと思います。5割を守る、守らないという基本の問題と、この激変緩和の措置の制度趣旨を、どう考えるのかというところはすごく大事なところです。そこのところの議論について、資料とか何か残っていますか、法律でつくったときの趣旨みたいなものを、私もよく存じ上げないんですけれども。

【高原幹事】 合併特例法の制定時の議論なども当たってみたんですけれども、国会で、 地方議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるということの解釈について、議論が闘わされたような形跡はないのが現状でございまして、なかなか当時の立法 趣旨はどこまで許容していたのかというのは、率直に言って今の段階ではわからないと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございました。

今、渡辺先生のご意見は重要な点だと思いましたので一言補足です。ほかに?

【野村委員】 ただいま給付と負担について説明をしていただきました。全国町村議会議長会としましては、繰り返して申し上げておりますが、今回の破綻につきましての直接の原因は、今もお話が出ました国策による平成の大合併によるものであり、その影響についてはすべて公費による財政措置を講じるべきであると私は思います。また、市長村長を含む地方公務員共済の年金制度では、かなり以前から50%の公費で運営されているということでございますので、議員年金制度についても同じ比率でもって対応すべきではないかと思います。これが、我々の町村議会議長会の基本的な考えでございます。

そこで、繰り返し申し上げますが、やはりこの財政措置として国がしっかりと措置をするというところが、不十分であったということでございますので、国にしっかりと財政措置をしていただきたいと思います。また、給付のカットについてでございますが、既に平成14年、18年と引き下げを行い、現職議員の場合、10年ほど前に比べますと3割の引き下げとなっております。これにより現職議員と受給者の間で、あるいは受給者間においても給付率の乖離が広がり、不公平感がますます強まっております。そのようなことか

ら、我々においてはA案のように10%も引き下げる案は、到底受け入れることはできません。現職議員の負担をさらに引き上げるのであれば、現職議員の給付くらいは据え置くというくらいの考えでしないと、ますます乖離がひどくなるということでございます。

さらに遺族年金の支給額でございますが、平成20年度で市町村合わせて145億円でありますが、これは当該年度の収支差122億円を上回ります。仮に遺族年金がなければ市町村の年金財政はこんなに苦しむことはなかったと思います。議員の遺族は制度的に既に基礎年金によって、生活が保障されているようになっているものであり、存廃の際において議員年金制度の対象とするかは疑問が残ります。平成18年の改正の際にも私どもからは遺族年金廃止を提言しております。検討の余地があるのではないかなと思いますので一考をしていただきたいと、かように思います。

以上、町村議会議員としての今までの重複する部分もございますが、一端とさせていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見とかご質問ございますですか。

【藤田委員】 1点いいでしょうか。

【大橋座長】 はい。

【藤田委員】 全国に806市ありますから、きょうご提案いただいたA案・B案については、それぞれに説明をさせていただきたいと思います。きょう聞きますと、どうも単純に、すぐ掛金を上げて給付を減らすという、小学校の生徒のような簡単なことをおっしゃるんですが、この原因というのはこの間申し上げましたが、あくまでも急激な合併によるしわ寄せだと思うんですね。それまで地方議会議員は6万人いたんですが、これが一度に2万5,000人もいなくなって、それが掛金を掛けるほうから年金をもらうほうへ行くんですから、赤字になるのは当たり前なんですね。それまではこの間も申し上げたが、1,270億円ほど積立金を持っていたんです。それをどんどん取り崩して支給し、赤字になってるんですよ。この原因は何かと言ったら、新しい人がどんどん我々が蓄えていたところへ入ってこられたんです。赤字になってくるのは当たり前じゃないですか。

そして、この共済制度そのものが非常にいびつな形でできているんですね。議員負担と 公費負担の割合が6対4というようなことは本当におかしな話なんです。元来5対5でな ければいけないと思うんですね。公的負担が5、我々が5、5対5でというのが基本だと 思うんです、この制度そのものが。それが6対4でスタートしているのですから、どこか でショートするのは当たり前なんですね。その度に給付を減らされて掛金を上げられたのではかなわないですよ。私はこの掛金率16%というのは世界一高い年金掛金だとこの間も申し上げたと思うんですが、ほかに例があったら教えてください。それをまた上げようとしているんですね、こんなむちゃくちゃなことはないと思うんですよ。A案はとても話題にもできませんよ。本来、合併影響分は激変緩和で措置をしなければならないものですが、70%しか措置しないというんですからもうむちゃくちゃじゃないですか。あとの30%は現職議員で見るということでしょう。そんなばかげた話が初めから通用するわけがないじゃないですか。そんな案を出して平気で議論をと言うのですからもうむちゃくくちゃですよ。このような案は話にもなりません。

B案についてはそこそこ了解できるところもありますが、しかしこれもやはり同じように掛金を上げて給付を下げるという。負担割合を5対5にしてください。そうしてその上に激変緩和措置を積み上げる。積み上げて5年になるか、10年になるか、それは計算されたら出るはずですから。そういう当たり前の議論をするようにしてもらえばいいと思うんです。私も全国の806市を集めてこのような案は通るわけがないと思っているんですよ、こういうようなむちゃくちゃな理論では。ぜひ当たり前の議論のできるようなたたき台を出してもらいたいと思うんです。

以上です。

【野村委員】 よろしいですか。ただいま掛金についてのお話もございました。私のほうからも掛金の引き上げにつては、10年ほど前に比べますと特別掛金を含め、年ベースでは1.4倍引き上げられております。全体としての負担率14%と上限に来ているかと思います。これに対しA案では負担全体として20%アップとなり、到底受け入れることのできない案だと思います。B案にしても10%アップとなり、これでも大変厳しいところであります。負担率の見直しに当たりそれなりの痛みを分かち合うことは理解できますが、どこまでがよいのか、町村議会の考えを聞いてみないと、我々では判断しかねるということでございます。さらにA案のように公費負担は50%に抑えるというのであれば、先ほど申しました市長村長も加わっている地方公務員共済の年金制度と同様、事業者の負担にかわる公費負担の比率を50%にすることを前提として、制度を見直すべきではないかと、かように思います。

【横道委員】 よろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【横道委員】 まずA案とB案と両方出していただいたのですけど、A案については今いろいろ意見が出ていると思うのですが、1つはやはり合併の影響分を、できれば20年という期間であればここでその全部をまずはみるべきではないかという、そこはそれをみれないかなというのが1つであります。それから、もう一つは、負担金率を途中で上げて後で下げるという、17.5%にして16.5%に戻すということですが、先行きどうなるかわからないにしても、ちょっとここは統一したような形で示すことができないかなという、その思いがあります。

ただ、逆にB案で行きますと、今、事務局のほうから説明がありましたけど、これは特例措置をいつの時期にどれくらい積むかということになるのですが、1つはやっぱり57%、6割近くなるというのは、ここら辺はちょっとそれは苦しいかなという、ここに書いてあるとおりでありますが、国民の理解とか世論の動向の中で、どうかなというところがあります。

それで、これは大変申し上げにくいのですが、こういう苦しい状況ですと、現役の方々もそうなのですけど、こういう苦しい時期には、先ほどもちょっと意見がありましたけれども、やはり既裁定者の取扱いについても見直していかざるを得ない。と申しますのは、4ページのところで財源不足で合併影響分を1,883億円措置したとしても、なおかつ1,500億円余りを、これは別途年金財政の中で措置しなければいけないということになります。掛金もやはりそれなりに、それはいろいろお話は伺ってお気持ちもわかりますし、もう相当高いという現実があるにしても、仮に年金財政を維持していこうとすれば、それはそれなりに上げなければいけない。できれば特例措置でない公費負担の引上げも考えて、それを合わせて措置していただいて、何とか掛金が無茶苦茶なことにならないようにしなければいけないという、そちらの思いもあるのですが、一方で既裁定者のカットについて5%でいいのかと。私はやはり長期的にもたそうと思えば、1割カットぐらいを考えた上で、どうしていくかと考えていかざるを得ないのではないかと思います。

まとめますと、私としてはちょっと具体的にどうこうすべきかというところはないのですが、A案ではおそらく国民の理解が、57%という6割近くなるようなところで、それが表に出てもつかという、そこら辺を気にされたと思いますけれども、そこら辺のところと、それから、一方では、そうはいっても、合併の影響分全額を20年間で措置できない、7割しか措置されない、それから、掛金率が一遍上がってまた下がるというようなところについてはもう少し考えた、そういう案が考えられないかなという、そういう思いをいた

しております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ただいまA案とB案の制度的な問題点について、的確に問題を整理していただいたと思います。合併の特例という問題だけではなくて、この制度自体の持つ要因というのもあるということは、前回の調査で出ていたところでして、それを含めてどう考えるかということも一方であるかと思います。あとほかにも検討すべきプランがございますですけれども、この案についてよろしいですか。

【松本委員】 はい、ちょっと。

【大橋座長】 どうぞ。

【松本委員】 先ほど野村委員さんから遺族年金やめてもいいという話ありましたですね。それは要するにこれからの人の遺族年金ということですね。既裁定の人を0にするのはちょっとこれやっぱりできないですから。

【野村委員】 そういうことです。

【松本委員】 これからの人のを?

【野村委員】 はい。

【松本委員】 それは結構なシェア占めているんですかね、数字。これ全体だから。それ数字を一遍出してみてください。それは市長会のほうはまだ議論されていないのですか。

【藤田委員】 今の遺族年金廃止ですか。

【松本委員】 はい。

【藤田委員】 遺族年金を廃止する、これはむちゃくちゃな話ですが、それもそういう 設計を立ててそれぞれが生活しておられると思うんですね。今やぶから棒にそんなことを 言っても、なかなか通るようなものではないように思いますが。

【松本委員】 ああ、そうですか。

【藤田委員】 ええ、そういう生活設計をして、成り立ってきているものをですね。

【松本委員】 過去の人は切るわけにいきませんからね、水準を下げることはあっても。 これからの人の話ですけどね。

【藤田委員】 これから……。

【松本委員】 当然これからの人の話です、そうでしょう。

【野村委員】 そうです、これから発生する遺族年金ということで。

【松本委員】 発生する人ですからね、それは1つ考えられないことはない話ですね。

【藤田委員】 これから新しい法律をつくって……。

【松本委員】 そうです。

【藤田委員】 新しい議員さんから適用するというのは別ですよ、それは。

【松本委員】 新しい法律と、それから、過去の期間は今までの期間の分だけは保障するとかね、そういうやり方ありますから、それは1つ考えられると。

それから、今の議論の中で、はっきり言って、事務局も苦渋の選択なんだと思うんですね、この2分の1というのは。これで1つは6ページの表ですね。6ページの表を見ますと、これの公費負担、6ページA案ですね、A案の公費負担の割合が将来は合併特例入れてもかなり下がるんですね、これ見ていると将来はね。そういうこってすね、これ?

【髙原幹事】 A案についてですか。

【松本委員】 A案。

【髙原幹事】 A案はですね、平成43年まで率は一定でございます。

【松本委員】 ああ、そうか、率はね。

【髙原幹事】 はい。

【松本委員】 ああ、率はね。

【髙原幹事】 支給額自体が徐々に減っていきますので。

【松本委員】 率は一緒か。私は、これは筋からいうと、合併の影響分を全部公費で見るというのが1つの考え方だと思いますが、ただ、問題は世の中に通じなければ元も子もないわけで、そこのところの判断ですよね。だから、やっぱり世の中に出したときに、2分の1超えてまでというのはどうかという議論が出る心配があることは事実だと思うので、その辺のところを全く勘案しないで、案をつくるというわけにもいかないんじゃないかなと思います。

それから、もう一つは水準の問題ですけれども、これは水準というのは結局そういうもろもろのことを導き出す1つの要素ですから、負担金はこれぐらいしか出ないし、議員掛金もこれだけしか出ないと、これ以上はだめだということになれば、あとはもう水準を落とすといった調整の方法になるわけです。それから、もう一つは、先ほども出た遺族年金みたいなものはもうやめましょうという、そういうこととするか。つまり、年金の給付のほうを抑えるということになります。ですから、最初から水準をいくらカットしましょうと言っちゃうと反発強いんですけれども、公費負担はこの程度を限界とするしかないねと、

また、現役の人たちの掛金もこれ以上はもう増やせないねと。そうすると、じゃ、給付は この程度で辛抱してもらわなきゃいけないな、あるいは場合によって給付の中身をこうい うふうに変えなきゃいけないなと、こういうことになっていくので、そういうふうな理解 で議論を進めていくことに、ならざるを得ないんじゃないかという気がします。

【藤田委員】 ちょっともう一遍言わせてください、いいですか。

【大橋座長】 はい、どうぞ。

【藤田委員】 国民の理解が得られるとか、得られないとか、そういうことも非常に大事なことでありますが、先程もちょっと言いましたが、約6万人いた市町村議会議員が3万5,000人弱になったんですね。ですから、掛けていた人が今度は給付のほうへ回るのですから、足らなくなるのは当たり前なんですね。そのことによって各自治体はおよそ1,100億円の議員報酬等を、払わなくて済むようになったんですね、そのことも忘れてもらっては困ると思うんですね。およそ1,100億円も今要らなくなった、払わなくて済んだのは行政改革ですよ。それを全部市町村が丸のみするのではなく、応分のものは負担してくださいよと、このことは少しも理論的に間違っている話ではないと思うんですね。

1,100億円のうち、例えば16%でも払ってもらえれば十分やっていけるのですから。 いわゆる行政改革によって、それぞれのまちが財政的には潤うということになると思うんですが、そのことがですね、あまり議論の中心になってないんですね。もう少し自治体もよくなったということも、PRしてもらえればいいと思うんですね、行政改革したんだという。合併というのは最大の行政改革ですから。

【渡辺委員】 ちょっといいですか、座長。

藤田委員のおっしゃることもよくわかるんですが、結局、この検討会で1回目、2回目、たしか要するにまず地方議員はどんな役割を果たしているかという資料ありましたよね。それから、もう一つは年金そのものが老後の生活にどれだけのウエート占めているかという議論も、1回目、2回目あった。やっぱり、ですから、おっしゃるとおり、合併のおかげでえらい迷惑をこうむったというか、財政が急速に悪化したことの主たる原因であることは確かなんですが、そういったことによって、だから、それを丸々公費で埋めるというと、国民の理解得られない云々というのは、やっぱりそこまで必要なんだろうか、議員の年金が、国会議員年金だって廃止したじゃないかという議論必ず出てくるわけですね。

でも、もちろんある程度保障しなきゃいけないのは当然なんだし、掛けてきたことも事実なんだし、やっぱりこれまでの地方議会の議員としての役割に対して、老後の保障をき

ちんとするというのは一方で成り立つんだけれども、やっぱりそことのバランスだと思うんです。だから、藤田委員はそうおっしゃっているんじゃないけれども、合併によって大変な打撃、財政悪化を招いたことは事実だけれども、やっぱりそれをすべて埋めろというのは、やっぱりちょっと理解が得にくいのかな、やっぱりこっちとのバランス、ですよね。ということを、やっぱりほかの公的年金もそうですし、JALの年金はあまり当てにというか、比較にならないかかもしれんが、その辺のバランス論を今言っているんじゃないかという気がしますね。

【藤田委員】 今のバランスというのもわからないではないですが、それじゃ、現職議員がそれをどうして全部負担しなければいけないのかということなんですね。合併によって、掛金を掛けていた人が給付に回るのですから、現職議員がどうしてそれを皆負担しなければならないのかと。確かに全部税金で措置されなければならないのかというのもありましょうが、それなら逆に現職議員がどうしてそれを皆責任とらなければならないのかという、それも同じ逆の理論であると思うんですね。ですから、そこはやはり私がずっと言っているのは、いわゆる掛金はフィフティ・フィフティで掛けていかないと、必ず崩壊をすると思うんですよ。それをした上で激変緩和を積み上げれば、そんなに大きな問題はないと思うんです。

【松本委員】 いいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【松本委員】 藤田先生おっしゃることもよくわかるんですが、もちろんその合併の部分というのは基本的といいますかね、それは公費で負担するという、基本的な考え方というものを前提にしながら、一種のキャップをつけましょうということなんですね。だから、青天井でその分は公費負担にするのということに対する批判、そこから来ている議論じゃないかと思うんです。それから、おそらく、今、渡辺先生も言われましたように、これが表に出たときにやっぱり世間から、もちろん藤田先生なんかのおっしゃる気持ちというのは、私なんか痛いほどよくわかるし、前にも申し上げましたように、合併特例といいますか、特例法にこの規定を入れてもらったのは、当時の自治省当局にそういう気持ちがあったのです。ただ、そのとき、それじゃ合併に伴うものはすべて、公費負担にしなきゃいけないのかなと言われると、そこまで考えたかどうかというのは、立法の趣旨からいっても今はっきりしないわけで、要するにこれ70%ぐらいということになるんですか、この2分の1にしたときの合併特例分ね。だから、そこまで公費としたらもう仕方がないじゃな

いの、それ以上言うのかね、というような議論が、もちろん当事者の気持ち非常によくわかるんですよ、当事者の気持ちはよくわかりますから、その上で言っているんですけれども、一般の世間の人々にとってそこまで言うのかねというような論議になることがいいのかどうか、そういうことなんじゃないかと思うのです。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ただいま議論いただきまして、ほぼ問題点ははっきり出てきたように思います。合併特例の影響を素直に受けとめている案と、それについてやはり制度としてのまとまりとか、それが一般の市民の理解を得られるかというところまで含んだ案と、2つが示されていてということで、それぞれについての制度論上の問題点等々も明らかになりました。あとほかにございませんようでしたら、議事を進めさせていただきまして、次の議題は廃止する場合ですね。この制度を廃止する場合にもいろんな負担の問題とか、難しい制度論が出てくると思いますので、それについてのたたき台というものをご説明いただきたいと思います。

では、事務局、お願いします。

【高原幹事】 それでは、左肩に資料2と書いてあります資料をご覧いただきたいと思います。もし仮に廃止するとした場合の考え方ということでございます。

1枚めくっていただきまして1ページでございますが、当然廃止いたしますと掛金・特別掛金の負担はなくなるわけですが、国会議員互助年金の廃止に倣いまして、現受給者・現会員に対して一定の保障をした形で、廃止することになるんじゃないかということでございます。そこで3つ目の項目でございますが、地方議会議員年金は既に平成14年・平成18年改正によりまして、国会議員互助年金以上の給付削減を実施をしておりますから、現状の状態で廃止するということになるんじゃないかということでございます。ただ、国会議員互助年金は、廃止の際に高額所得者に対する支給停止措置を、私ども地方議会議員年金以上に強化をしておりますので、やはりこういった措置はとらなきゃならないんじゃないかということでございます。

それでいきますと、この点線の四角囲みの中に廃止の内容(案)というのを書いておりますが、現職議員在職12年以上の方には退職時に掛金総額の63%を支給するか、または年金を支給されることになります。国会議員互助年金の場合はほとんどの方が、年金のほうを選択されるということでございます。それから、在職12年未満の現職議員の方は、廃止前の法律による支給割合で一時金を支給をいたしますよということでございます。た

だ、現行の法律では在職3年未満の方は一時金はゼロということになっているんですが、 国会議員互助年金の場合もそうなんですけれども、法律で強制的に廃止するということで、 在職3年未満の方にも一定のルールで、一時金をお支払いすることになるんじゃないかと いうことでございます。そして、既裁定者には年金の支給を継続するということでござい ます。

それで、留意点でございますが、廃止をした場合、もう現役会員の掛金収入はなくなりまして、結局全部公費ということになるわけですが、例えば現役会員の報酬総額に応じて、地方公共団体が公費で負担をしていただくような方式になるのではないかということでございます。それから、廃止の時期ですが、平成23年度は統一地方選挙の年に当たりまして、この時期に12年の受給資格要件を満たす方が、5,000人程度存在しますので、そうなりますとやはり廃止法の施行は、平成23年の5月末とか6月頭になるんじゃないかということを書いてございます。

2ページでございますが、国会議員年金と地方議員年金の比較をしております。現職議員のところはご覧いただきますとわかりますように、年金で受給されるにしても、一時金にしても、地方議会議員年金のほうがかなり厳しくなっておるということでございます。それから、OB議員については、国会議員年金が最大で10%削減であるのに対しまして、地方議会議員年金は一律10%削減済みということになってございます。ただ、この高額所得者に対する措置が、後ほど詳しく説明いたしますが、国会議員年金のほうが厳しくなっておりますので、やはりそれに合わせる必要があるだろうということでございます。

それで、3ページに参りまして必要な費用でございますが、総額で1兆3,377億円ということでございまして、初年度が739億円ということで、非常に高い額になっておりますが、だんだん減っていくということでございます。このグラフの赤いラインが廃止をする場合の公費額、それで、青の点線が給付と負担を見直して継続する場合のA案の公費額ということで記載をいたしております。平成50年ぐらいのところで廃止案と継続案の公費負担額は逆転して、廃止案は最終的にはゼロになっていくということでございます。

4ページ、5ページにつきましては、財政見通しといいますか、必要な費用ということでつけさせていただいております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上は廃止する場合についての制度設計でございます。国会議員の互助年金が既に廃止

になっておりますので、どうしてもそれとの比較という問題も出てくるかと存じます。そのうえで、さらに新しい問題点として受給者会員に対する保障でありますとか、高額所得者に対する支給停止措置の強化というような問題も、ただいま話の中に出てきております。さらに一番大きな問題といたしましては、廃止に伴って特に最初の段階で、非常に大きな公費負担が必要になるということがもうはっきりしておりますので、そういうような費用の財源をどのように考えるのかということについての全体像が、今回、初めて示されました。この制度設計案につきましてご質問とか、ご意見ございましたら自由に……。

【藤田委員】 よろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【藤田委員】 今の表の2ページですね、説明していただきましたが、国会議員の廃止の場合の例によるということは、私もやむを得ない、常識かもしれないと思いますが、一番肝心なことは国会議員のほうは納付金総額の80%を退職時に給付でしょう。地方議会議員のほうは63%というのはどういうことなんですか。どうしてここで十何%も少なくならなければいけないのですか。

【高原幹事】 国会議員年金は廃止前から一時金は掛金の8割をお返しするというルールになっておるんですが、地方議会議員の場合は今の現行の制度が、在職8年を超え12年未満の方は掛金総額の63%をお返しするということになっております。要は現行制度の一時金の支給割合を、そのままにして廃止するしかないんじゃないかということで、こういう記載をさせていただいております。

【藤田委員】 いいですか。確かに12年未満についてはこういう取り決めをしておりますが、それ以上についてはやはり国会議員と同じようにしなければいけないのではないのでしょうか。未満についてはこういう取り決めをしておりますよ。

【髙原幹事】 ここは年金との選択ということでございますので、この在職8年超え12年未満の方が63%の一時金を選択されるか、年金を選択していただくかということに制度的になるんじゃないかなということで、こういう整理をさせていただいているところでございます。

【藤田委員】 その整理はよくない。そんな勝手な整理をしてもらっては困る。それは同じにしないと……。

【横道委員】 よろしいですか。

【藤田委員】 未満について取り決めているだけですよ。

【横道委員】 よろしいですか。

【大橋座長】 はい。

廃止する場合の問題は、どういう廃止の仕方をするかということもある 【横道委員】 のですが、やはり一番大きいのは3ページの、これは一生懸命これまでやってきた、いろ いろ調整しながら維持してきた1つの理由として、廃止した場合には非常に多額の公費負 担が生じる。しかもこれは掛金がなくなりますので、丸々公費でみなければいけないと、 ここが大変な問題ですから、廃止するのもそれは簡単ではないし、非常に困難ですよとい う話だったと思うのです。実際問題として1兆3,000億円以上のものが出てくる。特に 最初の年度から10年とか、この辺は非常に多額の額が出てきて、自治体の財政も厳しい し、国全体の財政も厳しい中でこのようなことが、果たして受け入れられるかどうかとい うことが問題です。その点から行きますと、今、藤田委員のおっしゃられたことはよくわ かる、それはそれでよくわかるのですが、私は逆に、もう既に3割もカットしているのだ というところもあるのですが、廃止する以上はやはり給付水準についても、既裁定者も含 めて、最初のこちらのA案でさえ1割カットをやっているわけですから、もうそれぐらい は要するにこれだけやりますと、だから、丸々公費を負担してくださいというぐらいの、 廃止する場合はそれぐらいの覚悟がないと、おそらくこちらこそ受け入れられない、どう してこんなに負担するのだという話が出てきてしまうのではないかと思います。

それから、国会議員年金との違いは、国会議員の場合は互助年金という形でしたが、退職金としての性格が非常に強かった。地方議会議員年金のほうはそうではなくて、もともと互助年金から出発してきて、公的な負担も取り入れて、公的な互助年金ということですから、互助年金という性格がある以上、廃止する場合には相当な給付水準をどこに設定するか、もちろん国会議員年金のやり方を参考にしながらですけど、そこは相当な覚悟が必要になるのではないか、それでないと、おそらく受け入れられないだろうと思っております。

【松本委員】 ちょっとそれは違うかもしれない。私は違う考えを持っています。それは年金を続けるならおっしゃるとおり、互助年金と国会議員の年金は違うけれども、廃止するということになったら、今までのように互助年金的な考え方でなくて、国会議員と同じような考え方で整理するという考え方も成り立つんで、だから、今まで互助年金だったから、廃止するときも互助年金として取り扱う、そうでなきゃいけないということにはならない。廃止するというなら国会議員と同じように考えてやっていいよということのほう

が、これは横道さんとはちょっと違うかもしれないが、通るような気がしますけどね。

だから、国会議員に準じて廃止するというのは、互助年金的性格のものとして廃止するというよりは、やっぱりもうそういう国会議員と同じ性格のものとして、廃止する制度を並べましたというほうがいい。ただ、さっき言われた63%と80%の議論は、ちょっと福利課長から話しありましたように、これはもともと一時金でとるのと退職後の年金でとるのとが、イコールにするための数字ですから逆なんですね。廃止以前の法律による年金支給見込額というのが先にあって、それに見合う一時金をとるならば、幾らになりますかという数字が掛金総額の63%になっているということなんです、ここはそういうことでしょう。国のほうはもともと納付金率は低いですから、それが80%になりますよということなんですね。

【大橋座長】 どうぞ。

【野村委員】 我々町村議員の中にも、近年、年金制度の廃止をという考えの方も出てきております。その理由としましては、これまで何回となく制度が改正され、その都度改悪されてきたためだと、私はかように思います。それで、いつまでたっても財政状況が好転してこないということ、また、これ以上の負担にはもう耐えられないというのが、我々の議員の中からそういう声が生まれてくる原因だと思います。この制度に対して強い不信感を抱いているというのが、率直に言って、そういう方の考えではないかなと思います。

また、私どもの今の考えとしましても、あくまで制度の存続であり、廃止ということは全く考えておりませんでしたが、今回、こういう形で出て参りました。先ほど藤田委員のほうからも出ましたが、少なくとも廃止という言葉が出るには、国会議員の年金の廃止の際の方法を基本にしなければと思います。私も廃止という言葉は使いたくないんですが、この方法はやっぱりおかしいじゃないかなと思われます。

また、近年、地方議員に求められる責任や役割が、大変増大しているにもかかわらず、 報酬が抑えられてきている。むしろ削減される傾向にあり、議員の生活維持は非常に厳し くなってきていますが、こうした中で年金まで廃止させられ、老後の保障がされないなら、 民主主義を支えている議員のなり手が、なくなってくるということで、その点もぜひ考慮 した中で、この廃止ということに対しては考えていただきたい、かように思います。

【渡辺委員】 前回の議論も私も参加させていただいたんですが、確かに、今、野村委員おっしゃったように、前回も市町村合併という影響力をそんなに見ることなく大変だということで、そこに市町村合併が来たものだから今回の議論に……。まさにこれから、率

直に言って、相当厳しい道しかないなというのは、はっきり言って、言わざるを得ないんですが、例えばですね、もし今議論になっている道州制とか、これからの地方分権の推進とか、どう考えたったて10年後、今と同じ1,800市町村のままとも思えないわけですね。47都道府県だってどうなっているかわからない。それを20年後、30年後の財政見通し、もちろん今の時点で立てなきゃいけないんですが、だから、そういうこともある程度視野に入れて、また何かやらなきゃいけなくなるでしょう。

そういった意味では、思いきって廃止という意見もあるかもしれませんが、確かにこの廃止は乱暴というか、公費負担も相当かかるのが、これこそまさにどう理解得られるかということもあると思うんで、いずれにしても、今回だけでなくて、さらに厳しくなることが残念ながら予想される中で、そして、制度設計の変更、いわゆる地方自治体の枠組みそのものの、そういったこともある程度私たちは考えた上で、議論しなきゃいけないなというのは当然だと思うんですが、だから、先ほど藤田委員も何度もおっしゃっているお気持ちよくわかりますが、ただ削ればいいってもんじゃないけれども、やっぱりもうちょっと10年後、20年後の世代のことも考えながら、今、設計の再構築みたいなものを考えなきゃいけないのかなと思いますね。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかに廃止についてはよろしいでしょうか。制度存続ありきで制度設計するということが、今、許される状況ではないという中で、今回、初めて廃止の案も視野に入れて、こういうものを比較しながら、選択していくということだろうと思います。

あと、ほかにいろいろな諸問題が、検討しなければいけない問題が、今の制度設計に伴ってたくさん出てまいりますので、それをあと残された時間で少し議論をしたいと思います。事務局から説明お願いいたします。

【高原幹事】 それでは、残された課題ということで資料3から資料7まで、一通り説明をさせていただきたいと思います。

資料3「その他の検討項目の考え方について」ということでございます。1枚めくっていただきまして、1ページ、平成18年の検討会において、地方議会議員年金制度の意義(性格)について、この青い二重線の囲みの中のような整理をいたしております。その一番下のところですが、「地方議会議員年金の性格」ということで、「以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であると位置付けられるのではないか」

という整理をいたしたわけですが、下のほうの二重線でございますが、一方で、これまでの本検討会における調査の過程で、議員年金受給者実態調査の結果から、議員年金が年金受給者の総収入の約4分の1を占めることが明らかになりました。また、被用者年金に加入している方の割合が4分の1にすぎないということで、実態面から、議員年金が議員退職後の老後の生活を保障する側面も有していると考えられるのではないかということでございます。

そこで、2ページに参りまして、この議員年金の生活保障的な側面を重視するという方向で、次の事項について検討を深める必要があるのではないかということでございます。まずはこの下のほうに、前回もお示しした図でありますが、横軸に議員年金額、縦軸に収入額をとりまして、それぞれの議員の年金受給者の皆さんの状況を、プロットしておりますけれども、やはり議員年金の多寡にかかわらず、高額所得の層の方がおられるということで、これは先ほども申し上げましたが、国会議員年金でも行われおりますので、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止を強化していくような方向をやらなきゃいけないんじゃないかと考えております。それから、いずれにいたしましても、給付カットは避けられないわけですが、議員年金だけで生活をされておられる方も多数おられるという状況で、給付を引き下げる場合の配慮措置というものも、検討しなきゃならないんじゃないかということでございます。

となりますと、全受給者に対する所得調査的なことをやらさせていただかなければ、ならないんじゃないかということになるわけでございます。そして、そのためには、効率的な事務処理体制を構築するということで、これは前回の改正のときから宿題になっております市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織統合の議論も、進めていかなければならないんじゃないかということを書いてございます。逆にこういった措置を講ずることによりまして、初めて既裁定者の2回目の給付カットが、憲法上も可能になるんじゃないかなと考えているところでございます。

次に、資料4「高額所得者に対する退職年金の一部支給停止について」をご説明を申し上げます。これは継続する場合でも、廃止の場合でも実施をしなければならない課題であると認識しておりますが、1ページをお開きいただきまして、現行制度は議員年金の額が190万4,000円以上で、前年の議員年金等を除く所得が総所得金額500万円を超えるときに、その合計額が690万4,000円を超える部分について、2分の1の額の支給を停止しますよということになってございます。また、最低保障額190万4,000円と

いうのがついてございます。

それで、左側の絵を見ていただきますと、議員年金が190万4,000円以上の方に限って所得調査をしまして、その中で総所得金額額が500万円を超える方を対象者ということで、支給停止をかけるわけですが、議員年金額が190万4,000円に満たない方で高所得の方というのは、必然的に対象から外れてしまうということでございます。右側のグラフ、横軸が議員年金等を除く総所得金額で、縦軸がそれプラス議員年金額ということでございますが、議員年金が190万4,000円以下であれば、全く支給停止がかからないわけですけれども、190万4,000円を超えまして例えば紫色で議員年金が250万円の方ですと、議員年金等を除く総所得金額が500万円のところから支給停止がかかりまして、560万弱のところで、最低保障額190万4,000円になって、ずーっとそのまま行くということになっております。

これについて問題点といたしまして、(1)ですが、現行制度は高額所得の有無より、まず地方議員年金の多寡が基準となっているので、すべての高額所得者に対する一部支給停止となっていないということでございます。それから、(2)でございますが、この500万円のところで、断層みたいなものが生じておりまして、支給停止の幅が大きくなっているということでございます。それから、(3)で、国会議員年金が高額所得者に対する退職年金の支給停止について、廃止に際して強化をしていますので、やはり同様な措置を講じる必要があるんじゃないかということでございます。

2ページでございますが、これまでの私どもの地方議会議員年金の高額所得者に対する支給停止の改正経緯でございます。まず国会議員互助年金で導入されまして、それと全く同じ形で昭和60年改正で導入されております。このときは全く国会議員互助年金と同じ形ということでございます。その後、平成14年改正で給付が20%カットされましたので、最低保障額ですとか、議員年金の基準額が20%カットされまして、平成18年改正のときも給付が12.5%カットされましたので、同じ率でカットして190万4,000円というのが、今、基準になっているということでございます。あわせて、平成18年改正ではこの青の点線の中に書いておりますが、共済会の事務処理の簡素化のために、課税総所得金額から総所得金額のほうに支給基準となる所得を見直しております。また、700万円という所得基準額だったんですが、被用者年金並みということで、500万円という水準まで落としたということでございます。

そして、3ページでございますが、他の制度ということで、国会議員年金がどう変わっ

たかということでございますが、国会議員年金の廃止前の制度は、地方議会議員年金の平成14年改正前と全く同じ形ということでございます。それから、改正後はどうなったかということですが、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得、課税総所得金額ベースで合計額が700万円を超えると、その超えた分の2分の1の額の支給を停止する、しかも最低保障額は撤廃するということでございます。この下のグラフを見ていただきますと、例えばピンク色が議員年金350万円の方でございますが、改正前は地方議会議員年金と同じように、700万円のところで支給停止がかかりますが、それでも最低保障額ということで、272万円はずっともらえるわけですが、改正後は議員年金等を除く課税総所得金額が350万円のあたりから、赤の実線でございますが、支給停止がかかってまいりまして、最終的には年金がゼロになるという形で制度改正がなされております。

それから、4ページは被用者年金の支給停止、これは厚生年金加入中の65歳以上の方に対する厚生年金、共済年金も同じですけれども、支給停止のグラフをかいております。給与収入月額と被用者年金月額(厚生年金相当部分)の合計額が48万円を超えると、その超えた分の2分の1に相当する額の支給が停止されるということでございます。給与収入が456万円一月額38万円の方が、標準的な年金が月額10万円と言われていますので、その10万円もらっているという前提でいきますと、そこから支給停止がかかりまして、給与収入が年間696万円一月額58万円のところで、年金額の支給としてはゼロになるということでございます。

それで、5ページでございますが、今申し上げましたように、年金額で支給停止基準を設けているのは地方議会議員年金のみとなってしまいましたので、国会議員年金や被用者年金と同様に、所得額で支給停止をするべきじゃないかということでございます。ただ、共済会の事務が増大しますので、事務の簡素化ということにも配慮しなければなりません。それから、現在の方法では受給者が毎年課税証明書を提出しなければならなくなりますので、受給者の負担の軽減策というのも、あわせて検討しなければならないということを書いてございます。下は現行の事務の流れでございます。

それで、6ページでございますが、改正案といたしまして、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得、総所得金額ベースの合計額が600万円を超えるときは、その合計額が600円を超える部分について、2分の1の額の支給を停止をするとともに、最終的には年金額はゼロになるポイントをつくっていかなければならないと考えております。私ども何らかの形でこういった制度を設けることは必要不可欠と認識しておりますが、若干、

先ほど問題点でも申し上げましたように、まだ事務処理のフローですとか、あるいは経過措置が必要かどうかですとか、あと基準額が600万円が適当なのかどうかとか、そういった点でなお若干この支給停止の問題につきましては、検討を掘り下げていきたいと思っておりますので、まだ完全に事務局としてこうだという状況ではないんですが、一応こういった方向での改正をやっていく必要があると考えておるところでございます。

それから、次に資料5で「給付の引き下げをする際の配慮措置のあり方」ということでございます。1ページに平成18年改正の際に既裁定者で10%給付カットした場合、最低保障額というのを設定をいたしました。それに対して、2ページでございますが、今回の給付引き下げに対する配慮措置ということで、いずれにいたしましても、国会議員年金でやっているのと同じような形で、全受給者に対して所得調査というものを実施せざるを得ないと考えておりますので、この所得調査を活用して、議員年金の額を基準とした配慮措置ではなくて、例えば個人住民税の非課税者に対して、今回の給付カットを行わないといったような形で対応することができるのではないか。そうすることによって、憲法上の問題を回避するということができるんじゃないかということで、検討しておるところでございます。

それから、次に資料6でございますが、これは市議会・町村議会議員共済会の組織統合ということで、これはもう資料だけでございますが、1ページに平成18年改正の際に、参議院のほうで附帯決議がなされているということでございます。また、2ページで、ことしの2月に出ました3共済会でつくられました研究会の報告書でも、同様の記述があるということで、やはりそういったことも、今後、検討していかなきゃならないと認識しております。

それから、資料7「その他の論点」でございますが、1ページが「退職年金受給資格」ということで、2ページをご覧いただきたいと思いますが、現在、在職期間12年以上要件というのがございますが、これは平成18年の検討会でも、かなりの議論がなされた中で、やはりこのまま行くしかないという結論になっておる部分でございまして、今回も現行のままとせざるを得ないんじゃないかと思ってございます。

3ページ、4ページは前回ご覧いただきました会員の状況でございます。

それから、5ページですが、遺族年金につきましては先ほど議論がございましたが、支 給率2分の1ということについては、ここではとりあえず見直しはしないという方向でど うかというふうに記載をいたしております。 それから、7ページでございますが「退職一時金の見直し」でございます。8ページにございますが、在職3年以上12年未満で一時金を支給されるわけですけれども、これは平成14年改正・平成18年改正のときもそうだったわけですが、今回も年金算定基礎率の引き下げと同率、A案ですと10%ですし、B案で5%ですけれども、それと同率の引き下げを行うこととせざるを得ないんじゃないかと書いてございます。8ページの右下のほうにA案の場合、B案の場合で退職一時金の率を記載をしております。

それから、9ページで「退職年金の支給開始年齢の見直し」でございますが、10ページにありますように、現行制度では65歳以上ですが、実はこのIとIIの昭和61年3月31日以前の議員歴のある人の55歳という要件と、昭和61年4月~平成7年3月の間に新たに議員となった方の60歳という要件が、実は公的年金と若干異なっている部分でございます。これにつきましては、11ページをご覧いただきますと、まずIIのほうの昭和61年4月1日~平成7年3月31日の間に議員となった方の支給開始年齢を、仮に公的年金並みに引き上げることとした場合の対象者数が、124人ということで非常に限られております。さらに12ページに参りまして、昭和61年3月31日までに議員となった方を、仮に支給開始年齢を公的年金並みに引き上げるとした場合、対象者がゼロだということでございまして、そういったことを考えますと、財政効果はほとんど考えられないということや、年金受給期待権を著しく害するということで、今回見直しをする必要はないんじゃなかろうかというまとめにしております。

それから、13ページでございますが「被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合」でございます。14ページ、公費 5割という議論もございますが、合併特例措置を除いた公費は、今のA案・B案では4割としておりますので、重複期間の控除率を40%、公費相当ということで引き続きセットをさせていただきたいと思っております。15ページは厚生年金に入っている方等の数字をつけております。

それから、16ページ「積立金の運用」でございますが、現行制度で共済会の積立金、安全かつ効率的な方法で運用しなければならないという規定になっているわけですが、下のほうにございますけれども、市と町村共済会のほうで、給付と負担の見直しをして継続した場合、特に平成23年度、24年度あたりを中心に積み立て度合いが極端に低くなるということが予想されておりますが、そういった不測の事態、まずあり得ないとはもう認識しているんですけれども、念のための措置ということで、こういった場合に共済会の積立金を共済会の間で一時的な資金の貸し借りを、運用としてできるような形の規定を、設

けておくべきではないかということでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございました。

最後は非常に多岐にわたる論点が山のように出てきまして、ちょっと整理が難しいところですけれども、1つの問題は、今回、どの案をとるにしても、かなり大きな公費負担というのが避けられない、国民にお願いしなきゃいけないということがあるものですから、そうだとしますと、高額所得者でありながら今まで制限から漏れている方が、この制度で出るということはやっぱりちょっと説明がつかないことではないかということで、そこのところの支給停止の見直しということが、1つ問題点として出ております。

次に、今回、例えば継続する場合であっても、今までの検討の中で2回目の切り下げということになりますし、また、その切り下げの幅というものもかなりのものが出てきて、さらに今回の調査で言いますと、この年金が地方議員の方の生活に、かなり密着しているということが出てきたものですから、きょうお話しが出ました最高裁判決の基準をクリアする内容でなければいけないということになりますと、配慮措置といいますか、低額の所得の方に対しての思いやりのようなものが入った制度でないと、やはり受け入れができないということがあって、そういう配慮措置の問題ということが出てきております。

あと、制度的な問題としては、共済会の組織統合の問題ですが、これはきょう当事者の 方いらっしゃいますので、何かご意見あれば伺いたいと思います。あとは細かなといいま すか、かなり技術的な問題として受給資格でありますとか、見直しの問題とか、重複期間 の問題とかございましたので、資料に従いましてどの点からでも結構ですので、ご質問な りご意見なりいただければと思います。

【渡辺委員】 ちょっとよろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【渡辺委員】 いわゆる高額所得者に関連して、この所得調査は今もやってらっしゃいますよね、190万4,000円のがあるから。さらにこれをやっていくという課長のご説明あったが、さらにやるという意味は、完璧な所得調査をやるという意味なんですか。

まずちょっとごめんなさい、それが1点と、もう1点だけ、あと、先ほど厚生年金、被用者年金の場合にはいわゆる65歳以上は48万円ルールだけれども、64歳未満は28万ルールですよね。となると、あまりこっちの地方議会議員の年金でも、既に既裁定者は65歳未満で受給している方も、あるいは受給権発生しているわけでしょう。そこのとこ

ろをちょっとこれまた48万円ばっかり持ってくると、これ約600万円弱だけれども、 ちょっとまた整合性の問題からいえばね、ちょっとその2点、教えてください。

【髙原幹事】 現在、課税証明書を求めている方は、議員年金額は190万4,000円以上ということで、ある意味、限られた方だけ所得調査を行っており、受給者の方に市町村の窓口に行って、課税証明書をもらってきてくださいという形でやっておりますが、これを全受給者に広げなきゃならないと思っております。ただ、現実問題として、高齢者の方に市町村の窓口に足を運んでいただくのは、なかなか難しいのかなという面がありまして、実は国会議員年金のほうを調べてみますと、法律で規定して、年金部局が税務当局に対して所得の照会をして、回答してもらうということをやっておられるようでございます。そういったことが可能かどうかということも、もちろんそうなると共済会の職員の方に守秘義務を課すとか、いろんな論点が出てくるんですが、ちょっとそういったことが可能かどうかも含めて、今、税務当局のほうと調整をしております。本来、受給者の方に市役所なり町役場に行って、課税証明書をとってきていただいて、それを郵送していただくということが望ましいとは思っているんですが、そういった直接共済会と税務当局がやりとりするような方向も、あわせて検討したいということでございます。

それから、確かにおっしゃいますように65歳未満の方は、低在老ということで月額28万円ルールでございまして、今回48万円だけ書いておりまして、そこは若干相違がございます。厚生年金の場合は、制度間での情報交換をかなり厳密にやっておりますので、給与収入ということで標準報酬を把握した上で、年金の支給停止をかけるという構造なんですが、地方議会議員の場合、給与収入じゃなくて、所得で行うしかないということでございます。厚生年金の世界より把握する範囲がかなり広くなってきますので、そこは国会議員年金を1つの基準としながら、総所得金額が500万円なのか600万円なのか、あるいは700万円なのかというような線を引いていくしかないのかなという、まだちょっと十分検討が進んでおりませんで、申しわけありませんが、そんな状況でございます。

【渡辺委員】 補足でいいですか。

【大橋座長】 はい。

【渡辺委員】 おっしゃるとおり、厚生年金だったらこれは被用者なんで、被用者というよりも引き続き厚生年金に加入しているから、完璧に把握できるわけだから、厚生年金が共済行ったりすると、これはもう把握できなくなっちゃって、もう48万円ルールもなくなっちゃうわけですよね、事実上。そうなると、所得調査というのは諸外国でもいわゆ

るミーンズテストをやっているけれども、これはもう納番なり国民総背番号なりなきゃ事 実上不可能で、今おっしゃったように、受給者の方が市町村役場に出てきてくれると、そ れはちゃんと確定申告を出してくれりゃいいけれども、けちをするわけじゃなくて、所得 調査をこれあまねく広くやるというのは、ちょっと事実上不可能じゃないかな、水ぶっか けるようで申しわけないんですが。

【髙原幹事】 そういう意味では、あくまでそこは市町村の税務当局が把握している課税所得といいますか、それを見させていただいて、それで支給停止をかけるということになろうかと思います。それは実は国会議員年金も同じ形をやっていまして、そもそも税務当局の所得調査が諸外国に比べてまだ不十分だと言われれば、それはもうおっしゃるとおりですと言うしかないんですけれども、やはりそういった制約つきの中でもう国会議員年金のほうも実施していますので、我々もそれについていくしかないのかなと思っております。

【大橋座長】 はい、どうぞ。

【野村委員】 大変多岐にわたってでございますが、私のほうから3点ほどお願いしたいと思います。まず高額所得者、ただいまも話が出ましたが、被用者年金制度では年金受給資格を有する者であっても、一定以上の所得がある場合は年金の支給調整を行っていますが、この所得は給与所得であって、農林水産省や自営業による所得が幾らあっても、支給調整はされておらないと思います。また、共済年金では支給調整の対象となるのは報酬比例部分のみであって、職域年金部分は対象外であります。議員年金がどのような性格を持つ年金かによって、判断は異なろうかと思いますが、いずれにしろ、支給調整に当たり前年の所得を考慮の対象にするのは、均衡を失すると言わざるを得ないと思います。

また、前年の所得については、年金額を決めるとなると、町村議員においてもすべての調査の必要が出てまいります。今、厳格に調査は必要のないような言い方をされましたが、やはり厳格の調査が必要で、不公平の生じないようにしなければいけないと思います。これまで高額年金の一部停止について、該当がなかったところに、新たな手続きが生じ、しかも高齢者に課税証明書の提出を義務づけさせるのは、事務処理上大変なことと言わざるを得ないと思いますし、年金の円滑な給付にも大きな支障が生ずるのではないかと。受給者の生活に問題も生じかねませんので、ぜひともその件につきましても再考をお願いしたいと思います。

また、もう1点でございますが、市議会議員と町村議会議員の共済会の組織の統合でご

ざいますが、確かに一般論としては、組織の統合によって合理化を図られると思いますが、 実態はいずれの共済会も市議会議長会・町村議会議長会職員の併任発令により、個別に人 事管理を行っており、管理・庶務事務についても、議長会の総務部局によって処理されて おります。また、意思決定も我々は都道府県町村議会議長会の会長が、そのまま代議員を 兼ねており、代議員会も会長会と同時開催によって行われております。さらにこれまで都 道府県に支部を設置して、町村議会事務局の体制を担ってもらっていましたが、今年度を もって支部を廃止するなど、全体として効率的な運営に努めてまいっているところでござ います。統合するならば、新たに管理・庶務事務のための人員確保や、個別にやっていた システムの統合も必要になるので、単に合わせればうまくという思いはありません。今後、 大きな制度改正があることを考えれば、少し時間をかけてしっかり検討する必要があるの ではないかなと思います。

次に、その他の件で、総報酬制度や他の公的年金と議員の在職期間が通算できるような 仕組みについて、今後、年金の一元化を進める中でも、ぜひとも検討していただきたい課 題であると思いますので、こんなことも報告書の中で触れていただければなと思います。 以上でございます。

【大橋座長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【藤田委員】 市と町村の共済会を、組織統合するというのはもうやむを得ない措置かなと思っております。それはもう既に財政一元化をしておりますから、やむを得ないのではないかという感じもして、よりよい方向で検討していただきたいと思います。もう一つ、高額所得者の年金をゼロにするいうのがですね、どうも現実的に無理なのではないかと思うんです。政令指定都市の議員は、みんな掛金、特別掛金を年間161万円払っております。それが今度は高額所得者は年金がゼロになるんですね。議員を続ければ、年金がゼロになってもまだ掛金を払い続けるということになるんですね。国会議員がゼロになるのは理解できると思います、掛金を掛けないのですから。廃止したんですから。我々は年金がゼロでも掛金を払っていかなければならないという、極めて矛盾をして、理解を得られるような話ではないと思うんですね。

掛金を掛けないならいいですよ。ここで掛けないようになったのならしようがない、それは理解できる。これは廃止したときの話ではないかと思うんですね。そういう意見を申し上げておきます。

【渡辺委員】 ただ、それにちょっと。

【大橋座長】 はい、どうぞ。

【渡辺委員】 それに関してやっぱり厚生年金被用者年金見合いで、我々民間企業のサラリーマンでも65歳過ぎ70歳までは、今48万円以上あったら掛金は払って年金ゼロですよね。70歳以上になったら掛金はゼロになるけれども、年金もゼロと、例えば会社の役員やっていたりすると。だから、これもお気持ちよくわかるんですが、収入があったら掛金を払い続けて、そして、年金はゼロというのはね、70歳なったら……。地方議会は70歳を過ぎたら掛金は払わなくていい?払う? それはちょっとかわいそうだ。

【藤田委員】 80だろうが90だろうが……。

【松本委員】 いやいや、共済がそうです。

【渡辺委員】 共済はそうですね。

【松本委員】 共済がそうです。

【渡辺委員】 公的年金だから。

【松本委員】 幾らなっても掛金だけ払っている。

【渡辺委員】 払って……。

【藤田委員】 議員年金は議員である以上掛金を払わなければなりません。

【渡辺委員】 ずっと払って?

【藤田委員】 はい。

【渡辺委員】 受給がストップでしょうから。ちょっと他の年金と公的年金との整合性も考えないと、確かに民間でもね、それは逆に言うと65歳過ぎて働いて、そこそこ給料もらっているのは恵まれているじゃないかという、我々も批判を受けるわけですが、そこのところはそういった問題があるということを、ご存じでしょうけど。

【田村幹事】 済みません、よろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【田村幹事】 積立金の運用のところで方向性というのを書いていまして、説明だと平成23、24年ぐらいで、万一資金ショートした場合ということだろうと思いますが、私どもの方もそれについては、万一の場合には、これは県の共済のことをイメージしているのだろうと思いますが、協力する考えではおります。ただ、あまり一般的にOKとならないように、この地方公務員等共済組合法施行規則なんかを見ますと、やはり非常に限定的に書いておく必要があるのではなかろうかと思います。だから、そこはよろしくお願いします。万一ということですから更に限定的で、そのときに緊急避難的に発動できるような

体制は、我々も考えていきたいと思っています。

【大橋座長】 いかがでしょうか。たくさん論点があって、所得調査の問題とか、高額所得者に対しての支給制限の問題とか、組織統合の問題、積立金とか、あと貸し借りの問題とかいうところについてありました。きょう初めて出た論点が多いものですから、ここで何か質問とか検討項目とかいただければ、また事務局のほうでも検討すると思いますけど、何か?

【渡辺委員】 ちょっとごめんなさい。

【大橋座長】 はい。

【渡辺委員】 ちなみに積立金の運用利回りというのは見たことないんですが、これは何か出ているんですか、実績。

いや、わかんなきゃ後でもいいんだけれども、一応、数百億単位の積立金があるわけで しょう、大ざっぱ。だから、何兆円じゃないことはわかっているけれども、これを書く以 上は確かにね。

【髙原幹事】 都道府県の場合、平成19年度が2.98%でございます。そして、市議会は1.58%で町村議会が0.39%なんですが、ご承知のように、市議会・町村議会はもうほとんど支給のほうに回っているということで、利率は必然的に低くなっているということでございます。

【大橋座長】 あとほかにいかがでしょうか。これ以外でも全般的な事項でも構いませんので、きょう議論した内容のところにつきまして、最後にご発言の機会を設けたいと思いますけれども。どうぞ。

【野村委員】 最初の給付と負担の見直しのところですが、今、掛金と特別掛金がございまして、総体の負担判断でぜひしていただきたいと思います。それから、公費の負担50%を超えるというようなお話がありましたが、一時的に50%を超えていく時期があるが、長期的にはこれは50%を下回ってくるということも、方法によっては考えられると思いますので、そんなことも考えてフィフティ・フィフティで行っていただきたいと、かように私のほうから要望しておきます。

【大橋座長】 ほかによろしいですか。

それでは、予定の時間より少し早いのですが、これで第4回の検討会を終了させていた だきたいと思います。次回の検討会の開催日時につきまして、事務局のほうからお願いい たします。 【高原幹事】 本日は長時間にわたり真摯なご議論をいただき、ほんとうありがとうございました。次回、第5回検討会は既にご連絡をいたしておりますが、12月4日(金)の1時30分から開催をいたしたいと思っております。会場など詳細はお手元に通知文を置かせていただいていると思いますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。また、第6回の検討会につきましても、お手元の通知のとおり、もう決定したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【大橋座長】 全体的な計画としては、あと第5回、第6回できょう出た制度設計を煮詰めていくということでよろしいんですね。

【髙原幹事】 はい、そういう方向で。

【大橋座長】 では、そのような形になりますので、引き続きご協力をお願いしたいと 思います。

それでは、本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。